

令和 8 年 9 月 11 日

村 山 市

村山市の障がい者雇用状況について

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）の規定に基づき、厚生労働大臣に通報した令和 8 年 6 月 1 日現在の障がい者である職員の任免状況については、次のとおりです。

◎障害者雇用率

R7.6.1 現在	法定雇用障がい者 数の算定の基礎と なる職員の数 ①	障がい者である職員 の数 ※重度障がい者：2 名換算 ※短時間勤務：0.5 名換算 ②	障害者雇用率 ※法定雇用率 2.8% ③（②/①）	不足数 ④
村山市	412.5 人	11.5 人	3.19%	0.0 人
市長部局	326 人	10 人	3.65%	0.0 人
教育委員会	86.5 人	1.5 人	1.7 3 %	0.5 人

④欄について、地方公共団体の機関に係る特例により、市長部局は認定地方機関、教育委員会はその他の機関として任命権者の枠を超えた障害者雇用率制度の適用が認められております。